

財団法人 日本ソフトテニス連盟寄附行為

昭和49年5月1日制 定
昭和51年9月27日一部改訂
平成3年10月30日一部改訂
平成4年1月22日一部改訂
平成13年1月6日一部改訂
平成19年4月10日一部改訂

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は財団法人日本ソフトテニス連盟といい、(外国に対しては Japan Soft Tennis Association) (略称 J.S.T.A) という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号 岸記念体育館内に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は理事会及び評議員会の議決を経て、必要の地区に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は我が国におけるソフトテニス界を統括し、代表する団体としてソフトテニスの普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 ソフトテニスに関する調査研究
- 二 ソフトテニスに関する講習会、研修会の開催及び指導者の養成
- 三 ソフトテニスに関する地域グループの育成
- 四 ソフトテニスに関する全日本選手権大会の開催及びその他の競技会の開催
- 五 ソフトテニスに関する国際競技会に対する代表参加者の選考及び派遣並びに外国からの選手等の招へい
- 六 ソフトテニスに関する競技規則及びアマチュア規定の制定
- 七 ソフトテニスに関する技術等級規定の制定
- 八 ソフトテニスに関する審判員及び指導者の資格の認定
- 九 ソフトテニスに関する用具及び施設の規格の検定
- 十 ソフトテニスに関する機関紙及び刊行物の発行
- 十一 国際ソフトテニス連盟及びアジアソフトテニス連盟に対して日本ソフトテニス界を代表して加盟すること
- 十二 財団法人日本体育協会及び財団法人日本オリンピック委員会に対し日本ソフトテニス界を代表して加盟すること

十三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生じる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄 附 金 品
- 五 加盟団体の分担金
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 . 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 . 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会及び評議員会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 9 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 . この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第9条但し書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものの外、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員および職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事20名以上23名以内(うち、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名)とする。
- 二 監事2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は評議員会において選任し、会長、副会長は学識経験理事の互選により定める。

2. 専務理事は理事の互選により定める。

(理事の職務)

第18条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又その職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常の業務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の虞あることを発見したときはこれを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分

の2以上の議決により役員を解任することができる。

理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められたとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員 の 報酬)

第22条 役員は常勤のみ有給とすることができる。

2. 役員 の 報酬 は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員 の 選出)

第23条 この法人は、評議員47名以上50名以内を置く。

2. 前号の規定により、評議員に選出された者が理事又は監事に就任したときはその資格を失い、これにかわる評議員を前号の規定により選出するものとする。
3. 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合は同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員 の 職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行う外、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

(職 員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は有給とする。
4. 事務局に関する規程は理事会の議決を経て別に定める。

第 5 章 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

第26条 この法人に名誉会長1名、名誉副会長、及び顧問、参与若干名を置くことができる。

2. 名誉会長、名誉副会長、顧問および参与は、この法人に功労のあったうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
4. 参与は会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第 6 章 会 議

(理 事 会)

第27条 理事会は毎年2回以上会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

2. 理事会に付議する事項は、開催日の7日以前に理事に通知しなければならない。ただし、

緊急を要しやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

3. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。

2. 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 基本財産についての事項
- 四 長期借入金についての事項
- 五 新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- 六 第27条及び第28条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上署名押印の上これを保存する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第31条 この法人の事務遂行上必要があるときは理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の名称及び委員数並びに運営に関する規則は理事会の決議を得て別に定める。

3. 専門委員会には、理事会の議を得て学識経験者を充てることができる。

(専門委員会の任期)

第32条 第20条の規定は、これを専門委員会に準用する。この場合「役員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

第8章 加盟団体

(加盟)

第33条 次に掲げる団体でこの法人の趣旨に賛同するものは、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。

- 一 各都道府県を代表するソフトテニス競技団体
- 二 全国的に組織されたソフトテニス競技団体

(資格の喪失)

第34条 この法人の加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 脱退
- 二 加盟団体の解散
- 三 除名

(脱退)

第35条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事及び評議員現在数の過半数の同意を得なければならない。

(除名)

第36条 この法人の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき。
- 三 分担金を2年以上滞納したとき。

(分担金)

第37条 この法人の加盟団体は別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

- 2. 既納の分担金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(分担金の分納)

第38条 この法人の加盟団体の分担金は当該年度の6月と10月に分納することができる。

第9章 維持会員

(維持会員)

第39条 この法人の目的に賛同する個人又は法人は、会長の許可を受けて維持会員となることができる。

- 2. 維持会員は、この法人の事業の遂行を援助するため、別に定める維持会費を納入するものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第41条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の各々の現在数の

4分の3以上の議決を経なければならない。

2. 前項の解散については、文部科学大臣の許可を受けるものとする。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 1 1 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、民法第51条に規定するものの外、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄 附 行 為
- (2) 役員、評議員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財 産 目 録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要書類及び帳簿

2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第44条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

第 1 条 従前日本軟式庭球連盟に属した権利義務は同連盟の申し出に基づきこの法人が承継する。

第 2 条 この法人の設立当初の理事及び監事は寄附行為第17条の規定にかかわらず次のとお

りとする。

理事 伍堂輝雄	理事 桜井隆一	理事 熊見正男
” 佐久間大吉	” 村松保	” 木本幸一郎
” 池田政三	” 山木寿	” 芝宏
” 石渡悦郎	” 斎藤孝弘	” 野副研介
” 小川寧治	” 梅本修	” 小沢洋太郎
” 木田英夫	” 中屋卯三郎	” 桂哲
” 関根幸男	” 町谷源次郎	” 田坂誠喜
” 松本忠宜	” 渡辺敏一	
監事 栗田忠雄	監事 山名忠夫	

2. 前項の役員の任期は第20条の規定にかかわらず昭和49年12月までとする。